

2023年9月

お客さま各位

株式会社七十七銀行

投資信託にかかるインボイス制度への対応について

2023年10月1日より、消費税の仕入税額控除の方式として「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）が開始されます。

当行は、適格請求書発行事業者としての登録を受けておりますので、お客さまが当行とのお取引において各種手数料をお支払いいただいた場合、当行の交付する適格請求書（以下「インボイス」といいます）に基づいて消費税の仕入税額控除を受けることができます（注）。

注. 具体的な要件等につきましては、顧問税理士等にご相談ください。

当行では、投資信託のインボイス制度への対応について、以下の通りとさせていただきますので、ご通知いたします。

【ご参考】当行の適格請求書発行事業者登録番号：T1370001003352

1. インボイスの発行について

お客さまが課税事業者で、当行に支払う投資信託の購入手数料および消費税について、消費税の仕入税額控除を行う場合は、投資信託の取引報告書をインボイスとしてご利用ください。

注. 1枚の取引報告書に消費税が複数記載されている場合等、一部のお取引についてはインボイスとならない場合があります。インボイスの発行が必要な場合はお取引店の窓口までお問い合わせください。

2. お客様へのインボイスの交付について

(1) 法人のお客さま

すべてのお客さまにインボイスを郵送にて交付いたしますので、お客さまからの申し出は不要です。

(2) 個人事業主のお客さま

投資信託のお取引についてインボイスの交付を希望する場合は、「適格請求書（インボイス）交付・停止依頼書（投資信託用）」を提出いただく必要がございます。

お取引店に「適格請求書（インボイス）交付・停止依頼書（投資信託用）」を用意しておりますので、お手数をおかけしますが、ご記入いただきお取引店へ提出をお願いいたします。ご提出いただいた後、お客さまへ郵送にてインボイスを交付いたします。

（電子交付サービスをご利用のお客さまは電子交付となります）

インボイス制度への対応、および電子交付に関する各種手続きなどにつきましてご不明な点等がございましたら、お取引店の窓口までお問い合わせください。

以上